

## 第4 事例集

### 1 実地調査で把握した主なトラブル等（トラブル等の類型別）

（事例1）泥水・土砂等の流出に関する事例（上記第2の2(2)及び第3の2(1)イ関連）

【事例1-1】～防災工事の完了前に造成工事に着手していた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場で土砂流出が発生しているとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、原因は、調整池等の防災工事完了前に造成工事に着手していたためであり、市は、トラブル等の解決に向け、発電事業者に対し防災工事の実施について助言等を行い、防災対策が進められている。

【事例1-2】～防災工事の完了前に設備設置工事を進めたため雨水が流出した事例（開発工事段階）～

- 大雨の際に、太陽光発電設備（高圧案件）の設置予定地の斜面から、大量の雨水が流れ、付近の道路が冠水した。
- 防災工事の完了前に発電設備の設置工事を進めていたことが原因であることから、県は、防災工事の早期完了に向け、発電事業者に対して、変更した防災計画を県に提出した上で、変更計画に沿った対応を行うよう指導した。
- その後、県の指導に沿って排水路が整備された。

【事例1-3】～排水機能が不十分等の理由から泥水流出が発生した事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場において、調整池から泥水が流出し、河川の汚濁が発生しているとの相談があった。
- 市が確認したところ、造成工事の施工途中であり、緑化による表土の浸食防止が行われていなかったことや調整池から土砂を除いて排水する機能が不十分であったことが泥水流出の原因であった。
- 市が、今後の発生防止等に向け、発電事業者と話し合いを行い、話し合いを踏まえた発電設備の保守点検・維持管理計画の市への提出を働き掛けた結果、発電事業者からの計画の提出に結び付いた。

【事例1-4】～排水対策が未実施であったが、市が工事施工業者に直接助言等したことで改善された事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に説明がなく、いきなり造成工事が始まり、土地のかさ上げが行われ、設備敷地内に排水が流れる場所がないため、自宅前の市道に雨水がたまるような形状になっているとの相談があった。
- 市は、現地確認し、トラブル等の解決に向け、発電事業者及び工事施工業者に現場確認の結果を伝え、排水先を確保するよう助言等を行い、工事施工業者により水路の整備が行われた。また、市では、工事施工業者に直接連絡したことで迅速な解

<p>決が図られたとしている。</p>
<p><b>【事例 1-5】</b>～急傾斜地に設置されていたが、経済産業局等の指導等により平坦地に移設された事例（開発工事段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急傾斜地<sup>21</sup>に太陽光発電設備（低圧案件）が設置され、地域住民から市に対し、土砂崩れの危険があるとの相談があった。</li> <li>○ 市は、現地や森林伐採無届け等の状況を確認した上で、発電事業者に作業の中止を指導するとともに、経済産業局等に通報した。</li> <li>○ その後、経済産業局等から指導等が行われたこともあり、事業計画の変更により、設置された発電設備は撤去され、平坦地に移設された。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-6】</b>～排水対策が不十分であったため、雨水が流出し市道の損壊等が発生した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（高圧案件）の敷地から雨水が流出し、市道の損壊や市道に隣接している農地に悪影響を与えたほか、発電設備自体も一部損壊した。</li> <li>○ 原因は、発電設備の近隣に埋設されているパイプよりも大幅に小さいパイプを埋設したことで、雨水がパイプから溢れたためであり、市が発電事業者に指導したところ、U字溝を埋設するなどの対応が図られた。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-7】</b>～排水対策が不十分であったため雨水が流出した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、置いてある土のうが破れている等不適切な管理がなされており、雨が降った際には、発電設備の敷地から雨水が自宅の敷地に流れ込み困っているとの相談があった。</li> <li>○ 市が発電事業者に照会したところ、側溝の設置等の対策を行っているとのことであったが、市は現地確認の結果、現状の排水対策では不十分であると判断し、排水対策の適切な実施に向け、発電事業者に排水対策を複数提案し、提案を踏まえた対策が実施されている。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-8】</b>～排水対策が不十分であったため、泥水が河川に流入した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（高圧案件（メガソーラー））について、地域住民から市に対し、発電設備の敷地から泥水が河川に流入しているとの相談があった。</li> <li>○ 市が現地確認したところ、調整池にたまった泥水がそのまま側溝に排出されていることなどが確認された。</li> <li>○ 発電事業者は、調整池を拡大する対策を検討していたが、この対策では、泥水の流出を防ぐことは難しいため、市は、フィルターを設置を提案し、状況を注視している。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-9】</b>～盛土の崩壊防止対策が不十分であったため、泥水が流出した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、斜面に盛土を行って設置されており、泥水が下方に流出していたため、盛土の工法に不安があ</li> </ul>

<sup>21</sup> 土砂災害警戒区域等基礎調査予定箇所（急傾斜地の崩壊）

るとの相談があった。

- 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、発電事業者に助言等を行い、発電事業者が地域住民と調整した上で、盛土の斜面にコンクリートを吹き付ける工法が施工されている。

**【事例 1-10】**～盛土の崩壊防止対策が不十分であったため、のり面が崩壊した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、盛土ののり面が大雨により崩壊し、亀裂が発生したため、大規模崩落が懸念されるとの相談があった。
- 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、修繕方法や住民説明等について発電事業者に助言等を行い、修繕工事が実施されている。

**【事例 1-11】**～土砂対策が不十分であったため、地すべりが発生した事例（稼働段階）～

- 県条例に基づく許可条件を遵守せずに設置して運転開始した後に、事業譲渡が行われていた太陽光発電設備（高圧案件）において、地すべりが発生し、のり面表土が滑り落ちていることを地域住民からの相談により市が確認した。
- 市は、緊急事案と判断し、現在の発電事業者に応急処置を指示するとともに、県条例の対象となる地域であることから県へ報告した。これを受け、地すべり等の防止対策の実施に向け、のり面の復旧工事や排水施設の設置等について、県が中心となって、発電事業者、施工業者、測量会社、市等で複数回協議を行い、復旧工事が行われた。

(注) 上記の事例のほかにも、泥水・土砂等の流出に関する事例が複数みられた。

(事例 2) 雑草繁茂に関する事例（上記第 2 の 2(2)及び第 3 の 2(2)イ関連)

**【事例 2-1】**～雑草が繁茂し、地域住民の通行に支障が生じた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、敷地内の雑草が繁茂し、隣接する市道の路側帯まで伸びているため、地域住民の通行に支障が生じ、危険であるとの相談があった。
- 市は現場確認し、保守点検責任者に除草を依頼したところ、遠方の保守点検責任者に代わり、地元在住の土地所有者により除草が行われている。

**【事例 2-2】**～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内に雑草や竹が繁茂しているとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者に雑草等の伐採を依頼しようとしたが、標識が未設置であったため、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」を確認したところ、個人の発電事業者であり連絡先が掲載されていなかった。このため、設備近隣の地域住民に発電事業者の連絡先を尋ね回ったが、地域住民も連絡先を知らなかったことから、最終的に登記簿の情報を元に土地所有者 3 人に連絡し、除草

の依頼を行った。その結果、土地所有者の1人から、自身が発電事業者の代表であり、雑草等は伐採業者に依頼する旨の連絡があり、後日、除草が行われている。

【事例 2-3】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業省に通報したことで除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っており、火災になった場合に近隣の住宅に延焼するおそれがあるとの相談があった。
- 市は現場確認し、発電事業者に除草を依頼したが、改善されなかったことから、情報提供フォームを利用し、経済産業省（資源エネルギー庁）に通報したところ、後日、除草が行われている。

【事例 2-4】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対して、雑草が繁茂しているため、除草してほしいが、標識がなく発電事業者の連絡先が分からないとの相談があった。
- 市が認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼したところ、標識が設置され、除草も適切に行われている。

【事例 2-5】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から市に対して、除草ができておらず、標識もないとの相談があった。
- 市は現地確認の上、認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼したところ、標識が設置され、除草も適切に行われている。

(注) 上記の事例のほかにも、雑草繁茂に関する事例が複数みられた。

(事例 3) 生活環境等への影響や懸念に関する事例（太陽光発電設備）（上記第 2 の 2(2) 及び第 3 の 2(2)イ関連）

【事例 3-1】～景観が損なわれるとの地域住民の意見を踏まえ、パネルの設置位置を変更した事例（開発工事段階）～

- 営農型太陽光発電設備<sup>22</sup>（発電出力不明）について、発電設備を設置予定の土地に隣接する住民から市に対し、太陽光パネルの架台が刈取機が入れるようになり、高さになるため、急に背の高い太陽光パネルが見えるようになり、自宅からの眺めが悪くなってしまったとの相談があった。
- 市が、発電事業者に相談内容を連絡したところ、パネルを少し後ろにずらす対応が図られた。

<sup>22</sup> 農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて設置された太陽光発電設備（詳細は下記第 5 の 1 参照）

**【事例 3-2】**～太陽光パネルからの反射光への対策としてすだれを設置した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から経済産業局に対し、太陽光パネルの反射光が強いため、発電事業者にすだれをかけてもらっていたが、すだれが破損していると通報があった。
- 経済産業局が通報者の地域住民に確認したところ、標識も未設置であったため、経済産業局は設備所在地から特定した発電事業者に指導等を行い、その後、発電事業者から改善状況の写真を添付した改善報告が提出され、経済産業局では、写真により改善状況を確認している。

(注) 上記の事例のほかにも、太陽光発電設備で、生活環境等への影響や懸念に関する事例が複数みられた。

(事例 4) 生活環境等への影響や懸念に関する事例（風力発電設備）（上記第 2 の 2(2)及び第 3 の 2(2)イ関連)

**【事例 4-1】**～低周波や騒音についての懸念に対し、対策が実施された事例（開発工事段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に住民説明がなく建設工事が行われており、低周波による健康被害や騒音被害等の不安から設置に反対であるとの相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、住民の不安を解消し、理解が得られるよう努めてほしいと依頼したところ、発電事業者は、住民説明会を複数箇所で開催するとともに、低周波や騒音の測定器を設置する等の対応を行い、発電設備の整備が進められた。

**【事例 4-2】**～風車の回転に起因する騒音について、市の関与により対策が実施された事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、風車の回転により生じている音について相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、地域住民からの相談内容を伝え、対応するよう依頼したところ、発電事業者において、一定の時間帯は回転数を下げて運用する、隣接する民家には防音措置を講ずるなどの対応が行われている。

**【事例 4-3】**～風力発電設備の設置距離基準に違反しており、事故発生等の懸念がある事例（稼働段階）～

- 市内の小形風力発電設備の設置場所について、条例で定める道路や海岸からの距離基準に違反しているものが複数ある。
- 道路へのブレード（風車の羽根）の落下による事故や野鳥への被害（バードストライク）等の懸念があるものの、市は、条例施行以前に建設された発電設備の設置場所について指導権限がないため、実際にトラブルが発生した際に対応するしかないとしている。

(注) 1 上記の事例のほかにも、風力発電設備で、生活環境等への影響や懸念に関する事例が複数みられた。

2 このほか、風力発電設備は維持管理費用が高額であるため、故障した場合、市営の風量発電設備においては、修理するのではなく廃棄することが多いとの意見が聞かれた。

(事例5) 標識や柵が未設置である事例（上記第2の2(2)及び第3の2(2)イ関連）

【事例5-1】～標識が未設置である設備について、経済産業局に通報したところ改善された事例（稼働段階）～

- 地域住民から市に対し、太陽光発電設備（発電出力不明）の下に蜂の巣があり、通学路に隣接していて危険なので、設備管理者に連絡してほしいとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、蜂の巣があるほか、標識が設置されていなかったため、経済産業局に通報した。その後、蜂の巣は駆除され、標識が設置された。

【事例5-2】～付近に通学路があるにもかかわらず、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備に柵が設置されていないが、付近にこどもの通学路があるので、危険防止のために柵を設置してほしいとの相談があった。
- 市は現場確認し、柵の設置に向け経済産業局に通報したところ、経済産業局から発電事業者へ指導等を行うとの連絡があり、その後、柵が設置されている。

【事例5-3】～発電事業者の認識不足により、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、発電設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、当該発電設備は柵の設置義務の対象外であると発電事業者が認識していたため、柵が設置されていない状況であった。
- 市は、柵の設置義務の対象か否かを経済産業局に照会したところ、経済産業局から、設置義務の対象であるため、発電事業者へ指導等を行うとの連絡があり、その後、設備敷地の外周に柵が設置されている。

【事例5-4】～設備が敷地の境界線に設置されているにもかかわらず、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵がなく危険であり、標識も設置されていないとの相談があった。
- 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。

【事例5-5】～標識が未設置である事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、発電設備が倒壊<sup>23</sup>しているとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、標識が設置されていなかったが、当該発電設備の発電事業者とは、それまでも地域住民からの相談を受け、断続的に連絡をとっていたことから、発電事業者の連絡先等が分からない状況にはならなかった。しかし、市は、断続的に連絡をとっていることがなければ、発電事業者の特定に苦労していたかもしれないとしている。

(注) 上記の事例のほかにも、標識や柵が未設置である事例が複数みられた。

<sup>23</sup> 本件は、その後、経済産業省への事故報告が行われ、再発防止対策が講じられている。

(事例6) 標識や柵が太陽光発電ガイドラインに従ったものとなっていない事例(上記第2の2(2)及び第3の2(2)イ関連)

<p><b>【事例6-1】</b>～標識の設置場所が分かりにくい事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧集積案件)について、発電設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、柵が設置されていないこともあり、標識の設置場所が分からない状況であった。市が発電事業者を設置場所を確認すると、太陽光パネルの架台に直接設置しているとのことであった。</li><li>○ 市が経済産業局に通報したところ、同局から、発電事業者へ指導等を行うとの連絡があった。その後、柵が設置されるとともに、標識の設置場所も変更された。</li></ul>
<p><b>【事例6-2】</b>～標識に発電事業者等の連絡先が記載されていない事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、発電設備に雑草が繁茂しているため除草してほしいが、標識に発電事業者及び保守点検責任者の連絡先の記載がないため、連絡できないとの相談があった。</li><li>○ 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼した。</li><li>○ その後、標識に発電事業者及び保守点検責任者の連絡先が記載され、除草も行われた。</li></ul>
<p><b>【事例6-3】</b>～柵が境界に隣接して設置してあり、通行に支障が生じていた事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、柵が境界に隣接して設置されているため、地域住民が自動車を運転する際、通行に支障が生じているとともに、その柵の上部が鋭利な構造となっているため、こどもに危険であるとの相談があった。</li><li>○ 柵の改修に向け、現地において3者(市、地域住民、発電事業者)で柵の設置位置を移動させることや、こどもに危険がないような柵を設置することを打ち合わせ、その結果、通行に支障がなく、こどもに危険がない場所に柵の移動が行われている。</li></ul>
<p><b>【事例6-4】</b>～柵が発電設備事業区域外に設置されていた事例(開発工事段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(高圧案件)について、里道まで囲うような形でフェンスが設置されていた。</li><li>○ 市(里道の管理者)は、発電事業者に対し、フェンスを移設するよう指導し、フェンスは発電設備事業区域内に設置された。</li></ul>
<p><b>【事例6-5】</b>～柵に隙間が空いている不適切な設置が行われていた事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、柵に隙間が空いており、草刈りも実施されていないため、標識に記載されている連絡先に電話したが出ないとの相談があった。</li><li>○ 市は、現地確認し、柵の適切な設置に向け、市のガイドラインに基づく届出に記載された発電事業者の連絡先に電話をして状況を説明した。発電事業者から現地写真を送付してほしいとの依頼があったため、メールで送付したところ、その後、発電事業者から対応する旨回答があった。</li></ul>

【事例 6-6】～設計図書と異なる施工を行い、複数箇所では柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧及び高圧の集積案件）について、市の条例に基づく工事完了の現地検査を行ったところ、事前審査で合格した設計図書と異なり、立入防止柵が複数箇所において未設置で、誰でも自由に発電設備に侵入できる状態を確認した。
- 市は、立入防止柵の設置に向け、発電事業者に対して是正を指導し、その後、発電事業者からの報告を受け現地検査を行い、是正されたことを確認している。

(注) 上記の事例のほかにも、標識や柵塀が太陽光発電ガイドラインに従ったものとなっていない事例が複数みられた。

## 2 周辺地域への事前周知に関する対策

(事例 7) 条例に基づく住民説明に関してトラブル等となった事例(上記第 3 の 1(2)関連)

【事例 7-1】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出がなされた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から、個別に地域住民に事業内容を説明したとして、事業届出書の提出があったため、条例に基づく市と発電事業者との協議を検討していたところ、地域住民に直接説明すべき具体的な施工計画（事業区域、スケジュール等条例施行規則に定める事項）の内容について郵便ポストに資料を入れるだけなど不適切な説明方法を採用していたため、同意を保留した。
- しかし、市の同意を得ずに事業に着手したため、市は条例に基づき発電事業者に勧告を行い、その後、発電事業者により条例で対象となっている住民に事業内容等の説明が行われている。

【事例 7-2】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出がなされた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から提出された住民説明の結果報告書において、住民説明を実施したとしていたが、実際は、土地の境界確定の立会い時の地権者による署名を利用したもので、住民説明を実施せずに工事に着手していたことが判明した。
- その後、地域住民から市に対し相談も寄せられたことから、市は発電事業者に住民説明を行うよう助言等を行い、その後、住民説明が行われている。

(事例 8) 説明すべき地域住民の範囲や説明方法等に関するトラブル等の事例(上記第 3 の 1(2)関連)

【事例 8-1】～説明すべき地域住民の範囲が分からず住民説明を実施していなかった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵塀等がなく危険である旨相談があった。また、同設備には標識もなく、事前の住民説明もなかったとのことであった。
- 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点

検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。

- 住民説明を行っていなかったことについては、説明すべき地域住民の範囲が分からず、隣接地に住宅がなかったため行わなかったとのことであった。このため、市から、今後は隣接地の居住者だけでなく土地所有者にも説明することや、自治会にも相談し、説明する地域住民の範囲を協議するよう伝えた。

**【事例 8-2】** ～一部の自治会に対する住民説明を実施していなかった事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、発電事業者から市に事業計画書の提出がされたことを受け、市が設置予定地の現地確認及び住民への聴き取りを行ったところ、設置予定地に隣接している二つの自治会のうち、一つには住民説明を未実施である状況を確認した。
- 市が発電事業者を確認したところ、未実施の自治会は、設置予定地から道路を挟んだ位置関係であったことから、説明の対象にしなかったとのことであったため、同自治会にも説明するよう指導した。その後、事業者から同自治会の住民にも周知した旨の報告を受け、説明がされていることが確認できた。

**【事例 8-3】** ～一部の地域住民に対する住民説明を実施していなかった事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設置予定地から水等が流れてきて被害が生じないか心配であり、設備に関する説明を聞いていないため不安であるとの相談があった。
- 同設備は小高い丘のような場所に設置予定であり、発電事業者は、設置予定地に隣接する地域住民に対しては説明を行っていたものの、下流域（丘の下方）の地域住民は対象にしていなかった。
- 市は、発電事業者と住民の双方の意見を聴取し、その結果、下流域の地域住民への影響も想定されると判断し、下流域の自治会を対象とした住民説明を行うよう発電事業者に助言等したところ、同事業者は元々下流への土砂等の流出防止措置等を講じていたため、その措置内容等について説明を行うこととなった。

**【事例 8-4】** ～地域住民からの質問に対して具体的な回答を行っていない事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）の造成工事の現場で、盛土の一部が崩れて土砂崩れが発生し、林地開発許可を行った県から指導を受けた発電事業者は、排水施設の再整備等の復旧工事を実施するとともに、住民説明会を実施した。
- しかし、住民説明会では、参加した住民に資料を一切渡さず、モニターでの説明のみに終始し、住民からの質問に対しても具体的な回答を行っておらず、市は、発電事業者の対応が不十分であったとしている。

(注) 上記の事例のほかにも、地域住民の範囲や説明方法等に関するトラブル等の事例が複数みられた。

(事例9) 地域住民の範囲や説明方法等に関して工夫している事例(上記第3の1(2)・2(1)イ関連)

**【事例9-1】**～住民説明に施工設計業者・施工業者などが参加し、地域住民からの質問等に回答した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、工事着手前に、地域住民や地元の産業関係者から建設中止を求める動きがあったことを踏まえ、発電事業者が地域住民や地元の産業関係者向けの説明会を複数回開催した。
- 説明会には、発電事業者、施工設計業者・施工業者、保守管理を行う事業者などが参加し、地域住民からの質問事項について詳しい事業者が回答するなどした。
- 地域住民等からの反対が強いことから市も説明会に参加し、発電事業者に対し、泥水対策として沈砂池<sup>24</sup>の新設やフィルターを設置を提案した。その結果、発電事業者は、泥水対策のための沈砂池の設置、造成面積の縮小、緑地面積の大幅な拡大等、地域住民等の意見を取り入れた提案等を行い、事業を進めることとなった。

**【事例9-2】**～住民説明に発電設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、地域住民から市に対し、造成工事中の発電設備の敷地から流れ出た泥水が川や農地に流れ、道路に土砂がたまっているとの相談があった。
- 市は現地確認し、敷地内に雨水を流す水路や調整池が未整備となっているなど排水対策が不十分であると判断したことから、排水対策の実施に向け、発電事業者に対し住民説明の実施を求め、発電設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加する形で説明会が開催された。
- また、複数の事業者が関係することから、市は、発電事業者が責任者として対応することを明確にするよう求め、土砂が流入した場合の対応や災害等が発生した場合の対応等を含む協定書を発電事業者と自治会の間で締結した上で、排水対策が実施されている。

**【事例9-3】**～地域住民が住民説明の資料と異なる造成工事を発見した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、発電事業者が事業区域の自治会と相談し、説明会ではなく、発電事業者から市に提出された図面等を用いて事業の概要や造成工事の概要等が記載された資料の回覧が行われた。
- 回覧により事業計画等を把握していた地域住民から市に、計画と異なる造成工事が行われているとの相談があり、市は、防災・安全対策を含めた是正の検討を行うよう発電事業者に助言等を行い、その後、防災工事等の対応が行われている。

<sup>24</sup> 流水中の土砂等を沈殿させて、流れから取り除くための池

【事例 9-4】～地域住民が住民説明と異なる維持管理の状況を発見した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、草刈りが不十分であるとの相談があった。地域住民によると、発電事業者は住民説明で年に2回（毎年1月、7月前後）草刈りを行うと説明していたが、実際には秋になって草刈りが行われていることがあり、年に2回草刈りが行われているかも疑わしい状況であるとのことであった。
- 市は現地確認し、発電設備を覆い隠すほど草が生い茂っている状態であったことから、市の要綱に基づき、電話で除草するよう指導を行った。その後、除草が行われたものの不十分な状態であったが、現在は管理者が変更され、除草は適切に行われている。

【事例 9-5】～発電事業者に対し、住民説明に当たって必要な助言を行っている事例～

- 条例では、住民説明に当たって、事前に市に協議する規定は設けていないが、条例で定める住民説明の計画（周知計画書案）の確認と、発電事業者に対する住民説明に当たっての必要な助言（発電事業者に対し、実施予定地に隣接等する自治会等を明示し、自治会等と説明方法等について協議すること、説明資料に地域住民が関心を持つ「事業の図面」、「発電規模」、「太陽光パネルの設置枚数」等を盛り込むことなど）を行っており、住民説明の実施方法や説明内容に起因するトラブルは生じていないと認識している。

(注) 条例により設置事業許可や届出等を求めている市町村の中には、申請書や届出書の添付書類として、現況図、土地利用計画平面図（出入口、柵塀の位置・形状等）、造成計画平面図（盛土や切土、のり面の位置・形状等）、排水施設計画平面図（調整池、側溝、排水施設の位置・形状等）等の提出を求めているところがある。

### 3 トラブル等の未然防止対策

（事例 10）市町村が経済産業局等に通報し、経済産業局等が対応したことで改善が図られた事例（上記第3の2(2)イ関連）

【事例 10-1】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業局からの指導等により改善が図られた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、柵が途中までしか設置されておらず、こどもが発電設備の敷地内に入ってしまうか心配であるとの相談があった。
- 市は現地確認し、発電事業者に柵の設置を完了するよう何度も依頼したが、発電事業者は対応しなかった。
- そこで、市が経済産業局に通報したところ、同局から発電事業者に指導等を行うとの連絡があり、その後、柵の設置は完了された。

【事例 10-2】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業局からの指導等により改善が図られた事例～（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、標識及び柵の未

設置について相談があった。

- 市は、認定設備情報に登録されている発電事業者に対して設置を依頼したが、一向に改善がみられなかった。
- そこで、市が経済産業局に通報したところ、同局から発電事業者に指導等が行われ、改善が図られた。

**【事例 10-3】**～市から対応を依頼するとともに、県にも指導を依頼することで改善が図られた事例～

- 大雨により、太陽光発電設備（高压案件）の敷地から土砂や泥水等が流出し、国道の冠水や河川の汚濁が発生した。
- 市は、発電事業者に対し、流出した土砂の撤去等の復旧作業や再発防止対策を求めるとともに、林地開発許可を得て造成された敷地であったことから、県に対しても指導を依頼した結果、土砂の撤去や調整池の設置等の対応が行われた。

- (注) 1 上記の事例のほかにも、市町村が経済産業局や都道府県に相談を行っている事例が複数みられた。  
2 このほか、地域住民から相談があった発電設備の発電事業者等に対応を依頼するとともに、地域住民に対して、対応が図られない場合には経済産業局に通報するよう案内している市町村も複数みられた。

(事例 11) 写真を活用した標識や柵塀の設置確認に関する事例 (上記第 3 の 2(2)イ 関連)

**【事例 11-1】**～写真を活用し、標識や柵塀の設置状況を確認している事例～

- 市は、条例により、設置の完了について市長に届け出なければならないとしており、この際の添付書類として、標識や柵塀の設置が確認できる写真の提出を求めている。写真の提出の義務化以降に届出のあった設備において、標識や柵塀が未設置のものはないため、市は、現況写真の提出の効果があつたとしている。

**【事例 11-2】**～写真を活用し、標識や柵塀の設置状況を確認している事例～

- 市は、指導要綱により、設備設置後に完了届の提出を求めており、提出の際に、設備全体や標識、柵塀の写真の添付を求めている。
- 提出された写真で計画どおりに設備が設置されているかを確認し、標識の設置等が確認できない場合には、適切に設置するよう指導している。

**【事例 11-3】**～写真を活用し、工事完了後の設備の設置状況を確認している事例～

- 市は、条例により、太陽光発電設備の設置工事が完了した際に完了届の提出を義務付けており、提出の際には、周辺部を含む設備の写真や撮影位置図の添付を求めている。
- 市は、現地確認と工事完了写真の確認をしている。写真添付の目的は、設備の工事完了後の状態を画像で保存しておくこととしている。

- (注) 他にも標識の設置状況等が分かる写真の提出を条例等で規定している市町村が複数みられた。

#### 4 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握

(事例 12) 標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新されていない事例（上記第 3 の 3(2)関連）

<p>【事例 12-1】～標識の記載内容が更新されておらず、発電事業者等に連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から市に対し、発電設備が積雪により損壊しているため、漏電による火災や有害物質の流出による土壌汚染が心配であるとの相談があった。</li><li>○ 市が現地確認したところ、発電設備の足場が損壊し、太陽光パネルも破損していたため、標識に記載されていた保守点検責任者に電話で連絡したが、「今はうちの管理物ではない。」と回答があり、対応に苦慮している。</li></ul>
<p>【事例 12-2】～標識に記載されている住所に文書を送付したところ、宛先不明で返送され、連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、繁茂した雑草の対応を依頼するため、標識に記載されている発電事業者の住所に対応依頼文書を送付したが、宛先不明で返送されたとの相談があった。</li><li>○ 市は現地確認した上で、土地の登記簿から土地所有者を確認し、対応依頼文書を送付したが、宛先不明で返送され、対応に苦慮している。</li></ul>
<p>【事例 12-3】～標識に記載されている連絡先に連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、発電設備の敷地から田畑に雨水が流出しているとの相談があった。</li><li>○ 市は、雨水の流出防止対策の実施に向け、標識に記載されている発電事業者に連絡したが、連絡がつかなかった。</li><li>○ 市が経済産業局に通報したところ、発電事業者が特定されたため、市から発電事業者に対応を依頼した結果、土のうが設置された。</li></ul>
<p>【事例 12-4】～標識の記載内容が更新されていない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、標識に記載されている保守点検事業者の連絡先と認定設備情報等に掲載されている連絡先が異なっていた。</li><li>○ 保守点検事業者の変更の際に変更認定申請等をしたため、認定設備情報等は変更されているものの、標識の記載内容については変更しなかったと思われる。</li></ul>
<p>【事例 12-5】～標識の記載内容が更新されていない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 風力発電設備（低圧案件）について、発電設備設置後に転売されて発電事業者が変更されたが、標識に記載されている発電事業者と認定設備情報等に掲載されている発電事業者が異なっていた。</li><li>○ 転売された際に変更認定申請等をしたため、認定設備情報等は更新されているものの、標識の記載内容については更新しなかったと思われる。</li></ul>

(注) 上記の事例のほかにも、標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新されていない事例が複数みられた。